所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることとなっております。

当施設では、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて報告いたします。

◇算定条件

① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、 治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する１０日間 を限度とし、月１回に限り算定するものであって、１月に連続しない１日を１０回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 帯状疱疹

ニ 蜂窩織炎

ホ 慢性心不全の増悪

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑥ 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。

当施設における所定疾患施設療養費

令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）算定状況

診断名 ＼ 年月		令和６年									令和７年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人　数	2	1	3	1	1			2	1	5	1	
	治療日数	7	2	15	6	3			9	5	19	2	
尿路感染症	人　数	3	1	2	6	1	3	2	1		1	1	1
	治療日数	12	1	17	38	6	19	10	5		5	5	6
帯状疱疹	人　数												
	治療日数												
蜂窩織炎	人　数					1		1	2	1			2
	治療日数					4		7	17	7			15
慢性心不全増悪	人　数												
	治療日数												